

軽油引取税の免税措置及び農林漁業用A重油に係る石油石炭税の 免除・還付措置に関する意見書

軽油引取税については、平成21年度税制改正において一般財源化され、目的税から普通税への移行に伴い、道路使用に直接関係しない機械等に使用される軽油に係る免税措置が、3年間の経過措置を経て、平成24年3月末をもって廃止されることとなっている。

また、農林漁業者の経営安定を図ることを目的に設けられた農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免除・還付措置についても、平成23年度租税特別措置法改正により、平成24年3月末で廃止される予定である。

こうした軽油引取税や石油石炭税の免税措置等がなくなれば、本県の基幹産業である農林水産業をはじめ、鉄道や船舶などの運輸業や製造業など幅広い事業に深刻な影響が生じる恐れがあり、長引く景気低迷や近年の農林水産物の価格低下、燃油価格の高騰なども相まって、関係事業者の経営体力の急速な低下が懸念される。

よって、国においては、下記の事項について実現を図られるよう強く要望する。

記

- 1 軽油引取税の免税措置を継続すること。
- 2 農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免除・還付措置を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年11月25日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	平田健二	殿
内閣総理大臣	野田佳彦	殿
総務大臣	川端達夫	殿
財務大臣	安住淳	殿
農林水産大臣	鹿野道彦	殿
経済産業大臣	枝野幸男	殿
国土交通大臣	前田武志	殿
内閣官房長官	藤村修	殿